

## 休日在宅当番

◎予定が変更となる場合がありますので、受診前に（一社）弘前市医師会・（一社）弘前歯科医師会ホームページや休日在宅当番医に電話でご確認ください。



▲弘前市医師会 ▲弘前歯科医師会

	内科 時午前9時～正午	耳鼻いんこう科・眼科 時午前10時～午後4時	歯科 時午前9時～正午
6月			
1(日)	関医院中津軽診療所(賀田1丁目) ☎82-3006	さとう耳鼻咽喉科医院(田園4丁目) ☎27-8733	沢田歯科クリニック(茂森新町1丁目) ☎26-7176
8(日)	さがらクリニック(桔梗野1丁目) ☎37-2070	なし	青い森デンタルクリニック(高田5丁目) ☎88-8484
15(日)	沢田内科医院(茂森新町1丁目) ☎37-7755	のだ眼科・血管内科クリニック(神田3丁目) ☎33-6611	小泉歯科医院(高屋字本宮) ☎82-3232
22(日)	弘前温泉養生医院(真土字勝剣林) ☎82-3377	なし	いちむら歯科医院(取上2丁目) ☎31-0756
29(日)	場崎クリニック(代官町) ☎38-6600	福島耳鼻咽喉科(百石町) ☎32-5032	桔梗野歯科(桔梗野2丁目) ☎35-8177
7月上旬			
6(日)	五日市内科医院(植田町) ☎35-4666	なし	小泉歯科医院(高屋字本宮) ☎82-3232

◎上記のほかに市急患診療所(野田2丁目、☎34-1131)で、内科・外科・小児科の診療を行っています。  
休日…午前10時～午後4時/夜間…午後7時～午後10時30分(内科・小児科のみ)  
◎休日当番の割り当てがない日や、市急患診療所の受付時間外は医療機関紹介電話(☎32-3999)をご利用ください。  
◎受診すべきか迷ったら「電話医療相談」をご利用ください。

▼青森県子ども医療でんわ相談 ☎#8000(15歳未満) ▼あおもり救急電話相談 ☎#7119(15歳以上)

## シニア・福祉

### 弘前市シルバー人材センターの新入会員説明会

市内に居住する60歳以上で働く意欲がある人を対象に、新入会員説明会を開催します。

時 6月20日(金)、午後2時から  
／7月1日(火)、午前10時から  
所 生きがいセンター(南袋町)  
※説明会への参加希望者は、事前にご連絡ください。



入会手続きについて 説明会当日に面談を行った上で入会手続きができます。入会手続きを希望する場合は、入会申込書、年会費3,000円(互助会費を含む)、印鑑(認印可)、預金通帳(青森みちのく銀行のもの)を持参してください。

問 (公社)弘前市シルバー人材センター(南袋町、☎36-8828)

### ベテランズセミナー

青森りんご植栽150周年記念講座  
～もし弘前にりんごの樹がなかったら～

時 6月19日(木)、午前10時～11時  
所 弘前文化センター(下白銀町)2階第3会議室  
対 おおむね60才以上の市民=50人程度  
申 電話、ファクス、Eメール(住所〈町名まで〉、氏

名〈ふりがな〉、年齢、電話番号を明記)／6月18日(水)まで  
問 中央公民館(☎33-6561、F 33-4490、E chuuoukou@city.hirosaki.lg.jp、月)・第3(火)は休み

### 身体障がい者巡回診査および更生相談事業

時 7月1日(火)、午前10時～午後12時30分(受け付けは午前9時30分～10時30分)

所 総合学習センター(末広4丁目)  
実施科目 整形外科(肢体不自由)

対 身体障害者手帳の交付または再認定を受けようとする人/障がいの程度に変更があると思われる人/補装具の処方が必要とする人/その他相談を希望する人  
持 身体障害者手帳(所持者のみ)、マイナンバーがわかるもの

※手帳の交付(再交付)を申請する人は顔写真(縦4cm×横3cm)1枚が必要/当日はマスクを着用してください。

申 電話/6月11日(水)まで(一部対象者には事前に通知します)

その他 診査当日、発熱や風邪症状がでた場合は受診をご遠慮ください。当日の診査のみでは判定できない場合もあります。手帳の再認定が必要な人は、指定医師のいる医療機関で診査することもできます(有料)。  
問 障がい福祉課障がい者医療・給付係(☎40-7036)



### 転倒予防運動&脳トレ教室

時 ①7月8日(火)、②7月23日(水)、③8月18日(月)、④8月30日(土)、⑤9月4日(木)、⑥9月19日(金)  
①・③・⑤…午前10時15分～11時15分  
②・④・⑥…午後2時15分～3時15分  
所 温水プール石川(小金崎字村元)研修室  
内 高齢者の転倒予防運動と認知症予防のためのレクリエーション  
対 65歳以上の市民=各回12人(先着順)  
持 内履き、飲み物、タオル/動きやすい服装で参加  
申 電話/①・②…6月20日(金)以降、③・④…7月22日(火)以降、⑤・⑥…8月20日(水)以降  
問 温水プール石川(☎49-7081、午前9時～午後5時)



### 弘前市重度知的障がい者・重度精神障がい者住宅改修費給付事業

在宅の重度知的障がい者(児)または、在宅の重度精神障がい者(児)(以下、障がい者という)に対して、日常生活上の負担軽減を図るための住宅改修費を給付します。

対 愛護手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、他の住宅改修制度を利用できない市民  
※障がい者または世帯員のいずれかが、市民税所得割額が46万円以上の場合を除く。

給付額 基準額(上限額)20万円または実際の改修費のいずれか低い額(原則、1割の自己負担あり)  
※給付は1回限りで施工業者に直接支払われます。

住宅改修の範囲 手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸などへの扉の取り替え、洋式便所などへの便器の取り替え、床材のクッション素材または汚れが拭き取りやすい物への貼り替え、壁のクッション素材または防音効果のある素材への貼り替え、二重窓の設置、その他障がい者の在宅生活のために必要な工事  
※新築、増改築は不可/令和7年度内に完了する住宅改修工事に限る。

申 申請書に必要事項を記入の上、住宅改修の見積書・見取り図・写真を添えて、障がい福祉課窓口へ提出

— 有料広告 —

時 とき 所 ところ 内 内容 対 対象・定員 料 料金 持 持ち物 申 申し込み 問 問い合わせ・申込先 F ファクス E メール

※改修前に申請が必要で/申請書は障がい福祉課で配布しています/申請後に現地調査を受ける必要があります。

受付期間 随時/予算が無くなり次第終了しますので、申請が可能か事前にお問い合わせください。  
問 障がい福祉課障がい者医療・給付係(市役所1階、☎40-7036)

### 高齢者の困りごとを支援する団体を募集

地域の高齢者の困りごとに合わせて地域住民などによる支えあいのサービスを提供する、地域型ヘルパーサービス事業の実施団体を募集しています。

対 サービスに従事する人が5人以上いる、次の①～③のいずれかの団体

- ①自治会および老人クラブ、その他の地域の組織団体
- ②弘前市高齢者ふれあい居場所づくり事業実施団体
- ③市内に活動拠点がある特定非営利活動法人および市民公益活動団体

申 次の①～④を介護福祉課窓口(市役所1階)へ提出  
①弘前市地域型ヘルパーサービス事業実施申込書、②サービス従事者名簿、③活動内容がわかるチラシなど、④団体の会則など(募集要項や申請様式は窓口で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています)

その他 実施に活用できる地域型ヘルパーサービス事業補助金も利用できますので、事業の開始や補助金の利用などに関する相談はお問い合わせください。

問 介護福祉課自立・包括支援係(☎40-7072)

### 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

#### 振込口座の変更届出について

高額療養費などの給付申請の際に届け出した振込口座に変更(解約・金融機関の店舗統廃合など)があったときは、市への届け出が必要です。届け出がないと振り込みができなくなりますので、速やかに届け出をお願いします。

問 国保年金課後期高齢者医療係(☎40-7046)

### 「ふれあい居場所づくり」を始めませんか?

市では、茶話会や体操などにより高齢者同士や地域住民との交流を図り、地域の支え合い活動の拠点となる居場所づくりを推進するため、「高齢者ふれあい居場所」への登録者または団体を募集しています。

開設・運営のために活用できる令和7年度高齢者ふれあい居場所づくり事業補助金も受け付け中です。

居場所を作りたい人、自分の地域にもあればいいなという人、すでに居場所として活動しているけど参加者を増やしたいなど考えている人は、ふれあい居場所に登録してみませんか。お気軽にご相談ください。

問 介護福祉課自立・包括支援係(☎40-7072)

